

平成 30 年度 事業計画

[事業計画の概要]

- 1 平成 29 年の交通安全運動は、道や市町村をはじめとする関係機関・団体等が緊密に連携し、「高齢者事故防止」、「飲酒運転根絶」、「スピードダウン」、「シートベルト全席着用」、「自転車安全利用」、「居眠り運転防止」及び「デイ・ライト」の交通安全運動の重点を軸とした通年運動や 4 期 40 日の期別運動、交通安全の日等の運動などを推進して、道民の交通安全意識の高揚に努めてきました。

その結果、道内における交通事故の状況は、事故発生件数及び負傷者数が前年に比べ減少し、特に交通事故死者数は、前年に比べ 10 人少ない 148 人となり、交通事故統計のある昭和 22 年以降、最も少ない死者数となりました。

しかしながら、昨年の交通事故死者数の半数以上を高齢者が占めていることや、飲酒運転が原因による大変痛ましい事故が後を絶たないなど課題も少なくないことから、今後においても関係機関・団体と緊密に連携し、悲惨な交通事故が 1 件でも減少するよう、各種の交通安全運動を道民総ぐるみで展開し、引き続き「交通事故のない安全で安心な社会」を目指します。
- 2 平成 30 年の交通安全運動においては、北海道が策定した「平成 30 年における交通安全運動の推進方針」における年間スローガン「ストップ・ザ・交通事故〜めざせ安全で安心な北海道〜」を踏まえ、交通安全運動の重点である「高齢者事故防止」、「飲酒運転根絶」、「スピードダウン」、「シートベルト全席着用」、「自転車安全利用」、「居眠り運転防止」及び「デイ・ライト」を広く道民が参加する交通安全運動として取り組むほか、4 期 40 日の期別運動、交通安全の日等の運動等について、道や市町村をはじめとする関係機関・団体と緊密に連携し、創意工夫を凝らした効果的な事業を展開します。

更に、飲酒運転が原因による死亡事故が後を絶たない状況が続いていることから、交通安全運動と併せて飲酒運転の根絶対策を積極的に取り組み、道民一人一人に「飲酒運転をしない、させない、許さない」を広く定着させ、飲酒運転の根絶を目指します。
- 3 道民の善意で支えられている交通遺児育英事業については、資金の効果的な運用を図りながら、遺児の勉学に必要な資金の無利子貸付（3割給付つき）を行うことにより、交通遺児の皆さんの修学に貢献します。
- 4 交通安全運動の実践的組織である地区交通安全推進協議会や北海道交通安全母の会に対してその活動を支援することを通じ、効果的な交通安全運動を推進します。

[事業計画]

第 1 自主交通安全推進事業（公益目的事業 1）

1 交通安全意識向上事業

- (1) 交通安全地域指導者セミナー
市町村の交通安全推進員等の技能向上を図るため、交通安全地域指導者セミナーを開催します。
- (2) 交通安全研修会等への講師の派遣
企業・団体等が行う交通安全研修会などに、講師として交通安全推進員等を派遣します。
- (3) 飲酒運転根絶研修
飲酒運転根絶の活動に必要な知識等に精通した人材を育成するため、市町村職員、交通安全推進員、交通安全指導員等を対象に道内各地域で研修会を開催します。

2 調査・研究事業

(1) 交通安全推進員の設置

地区交通安全推進協議会に交通安全推進員を委嘱配置し、地域の実態に即した効果的な交通安全運動を推進するほか、地域の実情に応じた交通安全に関する調査を実施し、地域住民に提供します。

(2) デイ・ライト事業の点灯率調査

各地区交通安全推進員によりデイ・ライトの点灯率を調査し、調査結果を関係機関・団体等に提供し、実施率の向上と一般ドライバーの参画意識の高揚を図ります。

(3) 交通安全推進員の研修

地区交通安全推進員を対象に、交通安全推進員研修会を開催します。

3 広報事業

(1) 交通安全総決起大会の開催

秋の全国交通安全運動行事の一環として、関係機関・団体等の参加を得て交通安全総決起大会を開催し、交通安全意識の高揚と事故防止を訴えます。

(2) 新聞紙面を活用した広報活動

正会員である新聞社と連携し、交通安全運動に関する自主的取組を積極的に支援し、新聞紙面を活用した広範な広報活動を推進します。

(3) 広報啓発活動支援事業

関係機関・団体の特色ある交通安全活動や地域の話題を掲載する、機関誌「ゆっくり走ろう北海道」を発行し、交通安全情報を提供して安全意識の高揚を図ります。

(4) 交通安全ニューメディア啓発

ホームページを適時更新し、交通安全情報の提供や内容の充実に努め広範な広報活動を推進します。

(5) 飲酒運転根絶の日決起大会の開催

ア 飲酒運転根絶の日（7月13日）に、関係機関・団体等の参加を得て飲酒運転根絶決起大会を開催し、飲酒運転の災禍を風化させない意識の醸成を図ります。

イ 飲酒運転根絶の日を周知するとともに、一年を通して飲酒運転根絶事業の普及啓発するチラシやポスターを作成配付します。

ウ 飲酒運転根絶ロゴマークの普及啓発を図るため、通年運動や期別運動で作成するポスター、チラシの啓発資材等に掲載して、効果的な活用を推進するとともに、関係団体や企業等の積極的な活用を促進します。

(6) 飲酒運転根絶キャラバンの実施

飲酒運転根絶を広報するキャラバンを全道的に実施し、道民の飲酒運転根絶への意識向上を図ります。

4 表彰事業

交通安全の顕彰

(1) ゼロ運動顕彰

交通事故死ゼロ継続期間が、基準日数に達した市町村の交通安全推進委員会等を顕彰します。

(2) 指導員・奉仕員表彰

永年にわたり交通安全運動推進のため活躍した交通安全指導員、交通安全奉仕員を表彰します。

(3) 母の会会員表彰

永年にわたり子どもや高齢者等に対する交通安全活動推進のため活躍した、交通安全母の会会員等を表彰します。

(4) 一般表彰

地域又は職域等において交通安全推進のため顕著な活動をした個人・団体を表彰します。

(5) 業務貢献表彰

本委員会の業務遂行のため顕著な貢献をした個人・団体を表彰します。

第2 交通安全活動支援事業（公益目的事業2）

平成30年における交通安全運動の推進方針と連動し、地域・職域・学校等の交通安全を実施します。

1 交通安全啓発支援事業

(1) 広報啓発活動支援事業

交通安全運動の推進を図るため、ポケットティッシュ等を購入し各市町村等に配付します。

(2) デイ・ライト運動推進事業

デイ・ライト運動の浸透・定着を図るため、通年運動や期別運動で作成するポスター、チラシ等にデイ・ライト運動の標語を併記して、デイ・ライト運動を推進します。

(3) 自転車の交通事故防止事業

ア 自転車利用が始まる小学生や利用機会が増える中学生・高校生を対象に、「自転車安全利用五則」等を盛り込んだ自転車安全啓発リーフレットを作成配布し、児童、生徒をはじめとしてその保護者に対しても、自転車の安全運転の向上を図ります。

イ 関係機関・団体と連携し、各期の交通安全運動期間や自転車安全日等において、自転車の安全利用を呼びかけます。

(4) 期別運動

期別運動は、交通事故の発生状況を踏まえ、春・夏・秋及び冬の4期40日の期間を設定し、各市町村・関係機関・団体等と相互に連携して実施します。

なお、春と秋の運動については、全国統一運動の一環として実施します。

運動名	実施期間	視 点	全道統一行動日
春の全国交通安全運動	4 / 6 (金) ～ 4 / 15 (日)	○ 新入学（新学期）を迎える子供や活動期に入る自転車利用者の事故防止を図るための活動等を推進する。	セーフティコール 4月6日（金） ゼロを目指す日 4月10日（火）
夏の交通安全運動	7 / 11 (水) ～ 7 / 20 (金)	○ 観光や夏型レジャー等に伴う事故防止や自動二輪車による事故防止と飲酒運転根絶を図るための活動等を推進する。	セーフティコール 7月11日（水） 飲酒運転根絶の日 7月13日（金）
秋の全国交通安全運動	9 / 21 (金) ～ 9 / 30 (日)	○ 夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止等を図るための活動等を推進する。	セーフティコール 9月21日（金） ゼロを目指す日 9月30日（日）
冬の交通安全運動	11 / 11 (日) ～ 11 / 20 (火)	○ 凍結路面でのスリップ事故防止等を図るための活動等を推進する。	セーフティコール 11月9日（金）

ア 期別運動時において、交通安全運動の重点等を周知する実施要綱、ポスター及びチラシを作成配布します。

イ 地域・職域・学校等では、それぞれの実態に応じた効果的な交通安全運動を展開します。

(5) 交通安全ライブラリー事業

ア 交通安全に関するDVDを購入し、各市町村や各団体等に貸出し、安全意識の高揚を図ります。

イ 各種大会や交通安全パネル展等で使用する交通安全パネル等を各市町村や各団体等に貸出し、安全意識の高揚を図ります。

- (6) 交通安全啓発活動事業
- ア 毎月15日の「道民交通安全の日」には、期別運動におけるセーフティコールの活動に準じた啓発活動を関係機関・団体等と連携をしながら実施し、交通安全旗の掲出や啓発資材を配付して、道民交通安全の日の周知と安全意識の高揚を図ります。
 - イ 6月25日の「無事故の日」には、交通安全母の会等と連携し、旗の波活動や啓発資材を配付して、無事故の日の周知と安全意識の高揚を図ります。
 - ウ 8月19日の「バイクの日」には、二輪車の事故防止を訴える「交通安全ステッカー」を作成し、二輪車の来訪が多い観光地等でライダーに配付して、安全意識の高揚と事故防止を呼びかけるほか、二輪車団体等が主催する啓発活動を支援します。
- (7) 幼児の事故防止事業
- 幼稚園、保育所等で結成されているこぐまクラブの活動を支援するため、「こぐまクラブ活動の手引き」を作成し、幼稚園等へ配布します。
- (8) 市町村広報活動の支援事業
- 市町村の広報活動支援のため、広報車用音声データ（広報用カセットテープ・CD）を作成し、各市町村へ配布します。

2 交通安全運動の展開（関係機関等との連携事業）

- (1) 飲酒運転根絶運動
- 関係機関・団体と連携し、歓楽街等における啓発や飲食店への訪問活動で飲酒運転の根絶や車両の貸与禁止、飲酒した者が運転する車両への同乗禁止等を呼びかけるほか、飲酒疑似体験ゴーグルの貸出をするなど飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- (2) スピードダウン運動
- 関係機関・団体と連携し、各期の交通安全運動期間や集い等でスピードダウンを呼びかけます。
- (3) シートベルト全席着用
- ア 関係機関・団体と連携し、各期の交通安全運動や集い等で全ての座席でのシートベルト・チャイルドシートの確実な着用を呼びかけます。
 - イ シートベルトやチャイルドシート着用の向上を図るため、街頭啓発等において着用を呼びかけます。
- (4) 居眠り運転防止
- 関係機関・団体と連携し、各期の交通安全運動等で居眠り運転防止を呼びかけます。
- (5) 交通安全の日等の運動
- ア 飲酒運転根絶の日

7月13日の「飲酒運転根絶の日」には、北海道飲酒運転の根絶に関する条例に基づき、道民の飲酒運転根絶の気運を高めるための啓発活動や広報活動を関係機関・団体と連携をしながら、実施します。

 - イ 交通事故死ゼロを目指す日

4月10日と9月30日の「交通事故死ゼロを目指す日」には、期別運動におけるセーフティコールの活動に準じた啓発活動を関係機関・団体と連携をしながら、実施します。

 - ウ 自転車安全日

毎月第1、第3金曜日の「自転車安全日」には、関係機関・団体と連携し、歩行者保護、交差点の安全通行、子供のヘルメット着用等、マナーの向上と自転車の安全利用を呼びかけます。
- (6) 特別対策
- 「交通死亡事故多発警報」等が発表された際や死亡事故の多発が懸念される時期には、直接会員に対し周知を図るほか、広く道民に対しホームページ等により広報を行うとともに、関係機関・団体と連携し、地域住民に事故防止を呼びかけます。

3 交通事故防止支援事業

高齢者の交通事故防止事業

- (1) 地区交通安全推進協議会や市町村等と連携し、高齢者に対し夜光反射材の有用性と効果を体験・認識してもらうことにより、反射材の普及促進と事故防止を図ります。

- (2) 高齢者の死亡事故が多発している市町村等において、高齢者を始めとして、子供やその親が世代の垣根を越えて相手への理解と思いやりを深めながら自ら参加し、考え、学ぶ「世代間交通安全交流事業」を開催し、安全意識の高揚を図ります。
- (3) 市町村や団体が実施する高齢者事故防止モデル事業に、必要な経費の一部を助成し、事故防止を図ります。

第3 交通遺児育英事業（公益目的事業3）

1 交通遺児就学助成事業

道内の中学校、中等教育学校、高等学校、専修学校（高等課程・専門課程）及び高等専門学校に在学又は入学する交通遺児（保護者が交通事故による後遺障害のため、就労できない家庭の子弟を含む。）に対して、奨学金（普通奨学金、入学奨学金）の無利子貸付を行います。

【無利子貸付（3割給付つき）制度概要】

- ・貸付を受けた奨学金の70%返還時、残り30%を本委員会から給付し返還を完了します。
- ・返還期間は、最長65歳に達する月までとします。（最短10年）
- ・月返還額は、原則5,000円以上とします。（特殊事情がある場合には、協議します）

(1) 資金造成事業

必要に応じて、黄色い羽根街頭啓発活動時に必要な資材や募金箱を作製し、交通遺児育英事業の趣旨に賛同していただける関係機関・団体や企業等に提供します。

(2) 奨学金募集等事業

広く道民へ貸付事業の浸透を図るため、ホームページを活用した情報発信、募集ポスター及びチラシを作成し、学校を初めとして、関係機関・団体等に周知します。

(3) 広報啓発活動事業

交通遺児奨学生等の連携を図るため、機関誌「フレンドリー通信」を発行します。

(4) 称賛事業

奨学金の返還を完了した奨学生へ記念品を贈呈するほか、交通遺児育英事業に多大な貢献をしていただいた団体・企業等に対し、感謝状等を贈呈します。

(5) 奨学金返還未納者調査

返還未納者に対し、電話及び手紙の督促を行うとともに、必要に応じ自宅訪問による調査を実施します。

2 作文募集事業

交通遺児奨学生等を対象とした作文コンテストを実施します。

第4 交通安全推進団体交付金事業（その他事業）

1 地区活動の充実

地区交通安全推進協議会の運営と地区活動を充実させるため支援します。

2 地区交通安全独自活動への支援

地区交通安全推進協議会が実施する独自の交通安全活動を支援します。

3 母親交通安全活動の強化

北海道交通安全母の会の事務局業務を展開するほか、自主的に実施する交通安全事業を支援します。

第5 管理事業（法人会計）

- 1 社員総会を6月に開催し、決算の承認などを行います。
- 2 理事会を5月、6月及び3月に開催し、法人の業務執行の決定等を行います。
- 3 交通遺児奨学部会を4月に開催し、奨学生の決定等を行います。